令和７年度　定期予防接種カレンダー

R7.4.1改訂

問合せ　四国中央市保健センター　医療対策課　0896−28−6209

感染症からお子さんを守るために、予防接種は大きな力を発揮します。感染症に対する治療法が進歩してきた現在においても、予防接種は非常に効果の高い予防手段ですので、お子さんの健康を守るために忘れず受けましょう。なお、個人通知はいたしませんので、予防接種手帳をよく読んでかかりつけ医と相談して接種をすすめてください。

ホームページ　四国中央市　子育て応援隊　検索

CLICK!

Dr　かかりつけ医を決めよう

今、乳幼児の予防接種は非常に複雑です。
一人で悩まず、かかりつけ医を持ち、医師と相談しながら、すすめていきましょう！
※ 医療機関は裏面をご覧ください。

ｽﾀｰﾄ　生後２か月から始めよう

予防接種手帳をよく読み、病気のリスクや、予防接種の効果や副反応を理解したうえで、接種をはじめよう！
※ 県外の里帰り先で接種したい場合は、事前に医療対策課へ申し込みが必要です。

予約　予約しよう

予防接種に行くときは、前もって予約をしてから行きましょう！

当日　忘れ物はないですか？

◎母子健康手帳
◎予診票
は持ちましたか？

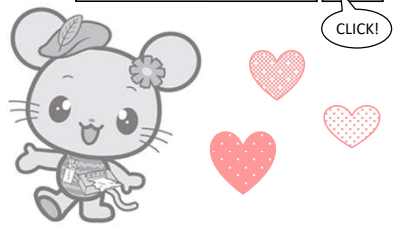

【標準的なスケジュール】※お子さんに合わせた接種スケジュールは、かかりつけ医と相談して決めましょう！

定期予防接種　種別		おすすめ開始年齢	回数	接種有効期間
※B 経口生	ロタウイルス　1価	生後2か月～14週6日後（生まれた日の翌日から起算して14週6日の日まで）	2回	生後24週まで
※B 経口生	ロタウイルス　5価	生後2か月～14週6日後（生まれた日の翌日から起算して14週6日の日まで）	3回	生後32週まで
※C 注射不活化	B型肝炎	生後2か月から	3回	1歳未満
※C 注射不活化	小児の肺炎球菌	生後2か月から	通常4回	生後2か月～5歳未満
※C 注射不活化	混合接種　5種（４種・３種）ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風・ﾎﾟﾘｵ・ﾋﾌﾞ　1期	生後2か月から	4回	生後2か月～7歳半未満
※C 注射不活化	二種混合【DT】ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風　2期	11歳（11歳翌月に送付）	1回	11～13歳未満
※A 注射生	ＢＣＧ　結　核	生後5～7か月	1回	1歳未満
※A 注射生	麻しん風しん混合【MR】　1期	1歳になったらできるだけ早く	1回	1～2歳未満
※A 注射生	麻しん風しん混合【MR】　2期	年長児になったらできるだけ早く	1回	年長児の4/1～3/31
※A 注射生	水痘（水ぼうそう）	生後12～15か月	2回	1～3歳未満
※C 注射不活化	日本脳炎　1期	3歳から	3回	生後6か月～7歳半未満
※C 注射不活化	日本脳炎　2期	9歳（9歳翌月に送付）	1回	9歳～13歳未満
※C 注射不活化	ヒトパピローマウイルス感染症 子宮頸がん【HPV】	中学1年生相当の女性（送付）	3回(*)	小6～高1相当（女性）

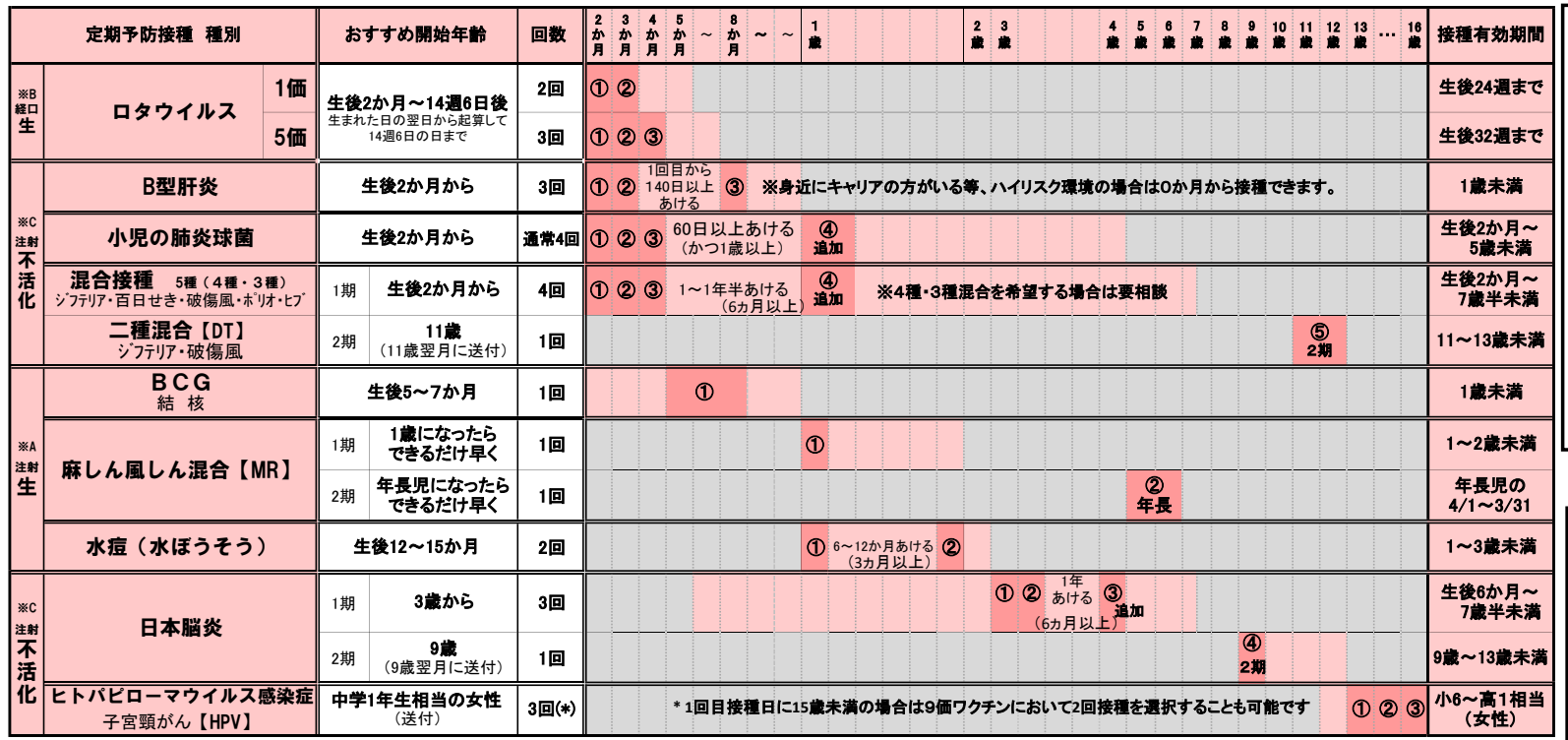

市外で接種したいとき

【愛媛県内の医療機関の場合】

愛媛県内の医療機関のうち、「愛媛県広域化協力医療機関」に参加している医療機関では、市内で受けるのと同様に接種を受けることができます。愛媛県広域化協力医療機関であるか不明な場合は、直接医療機関へお尋ねください。

【県外の医療機関の場合】

県外で接種する場合は、予防接種依頼書申請が必要です。四国中央市医療対策課へご連絡ください。手順は予防接種手帳をご参照ください。

事前申請がなければ、接種料金は全額自己負担になります。

【四国中央市ホームページ】県外で予防接種を受けるとき

健康被害救済制度について

法律により定められた定期予防接種により引き起こされた副反応で、重篤な健康被害が生じた場合には、予防接種法による補償を受けることができます。

ただし、予防接種法に定められた対象年齢・実施期間・間隔・回数等を外れて接種された場合は補償の対象にならないことがあります。

※ 厚労省ホームページも参考にしてください。

予防接種　救済制度　検索

【 他の種類の予防接種との接種間隔 】 ～ワクチンの効果や安全性のために最低、次の期間をあけることになっています！～

※A 注射生ワクチン	
定期	BCG、麻しん風しん(MR)、麻しん、風しん、水痘(水ぼうそう)
任意	おたふくかぜ、黄熱

※C 注射不活化ワクチン	※B 経口生ワクチン
定期	五種混合(DPT-IPV-Hib)、四種混合(DPT-IPV)、三種混合(DPT)、二種混合(DT)、ポリオ、日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・HPV・B型肝炎	ロタウイルス
任意	インフルエンザ・A型肝炎・狂犬病・破傷風・髄膜炎菌感染症	

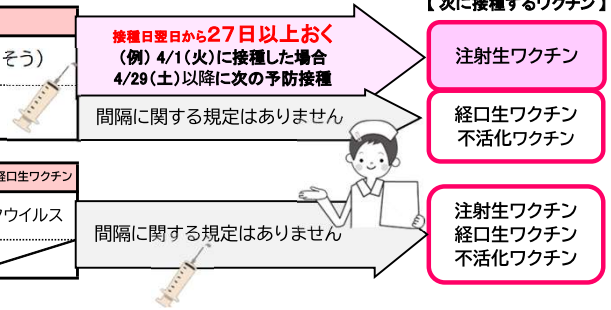

長期療養特例措置について

長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていたどの「特別な事情」により、定期予防接種の対象年齢の間、やむを得ず予防接種を受けることができなかった場合、公費負担で接種を受けることができる特例措置が設けられています。

重い病気などで予防接種ができなかった方が、予防接種を受けられるようになった時は、医療対策課へご相談ください。

【四国中央市ホームページ】長期にわたる病気などによって予防接種を受けられなかった方へ

任意接種について

任意接種は、保護者の方の希望により行うもので、費用は全額自己負担となります。金額は接種する医療機関へお問い合わせください。接種を希望される方は、かかりつけ医の医師とよく相談をして、効果や副反応について理解したうえで接種しましょう。